

# 宮津市公報

平成27年7月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目次

### 条 例

- 31 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1
- 32 半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1

### 規 則

- 21 母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- 22 ふるさと宮津を守り育てる条例施行規則 ..... 2
- 23 宮津市生活困窮者自立支援法施行細則 ..... 3

### 告 示

- 115 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定等の一部改正を改正する告示 ..... 5
- 116 平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱 ..... 6
- 117 平成27年度宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱 ..... 9
- 118 字の区域及び名称の変更 ..... 11
- 119 宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱 ..... 13
- 120 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の氏名の変更 ..... 14

### 公 告

- 21 宮津市営住宅等の入居者の公募 ..... 15
- 22 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の縦覧 ..... 15
- 23 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の縦覧 ..... 15
- 24 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 16
- 25 公示送達 ..... 16
- 26 公示送達 ..... 16

### 議 会

- 《規 則》
- 1 宮津市議会会議規則の一部を改正する規則 ..... 16
- 《告 示》
- 1 宮津市議会公印規程の一部を改正する規程 ..... 17

### 教 育 委 員 会

- 《告 示》
- 14 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 17

**選挙管理委員会**

**《告示》**

24 有権者総数の50分の1の数	17
25 有権者総数の3分の1の数	18
26 有権者総数の6分の1の数	18

**農業委員会**

**《告示》**

7 宮津市農業委員会総会の招集	18
-----------------	----

## 条 例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 6 月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

### 宮津市条例第31号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表第102号中「第50号」を「第52号」に改め、同号を同表第104号とし、同表中第30号から第101号までを2号ずつ繰り下げる。

附則第3項の表第29号中「日額」を「同」に改め、同号を同表第31号とし、同表第28号の次に次の2号を加える。

(29) ふるさと宮津を守り育てる条例審議会の会長	日額 18,000 円
(30) 同委員	同 13,500 円又は 6,750 円

附則第3項の表備考1中「第75号から第101号まで」を「第77号から第103号まで」に改め、同表備考2中「第60号、第75号から第97号まで及び第99号から第101号まで」を「第62号、第77号から第99号まで及び第101号から第103号まで」に改め、同表備考3及び備考4中「第94号」を「第96号」に改める。

別表第102号中「第50号」を「第52号」に改め、同号を同表第104号とし、同表中第30号から第101号までを2号ずつ繰り下げる。

別表第29号中「日額」を「同」に改め、同号を同表第31号とし、同表第28号の次に次の2号を加える。

(29) ふるさと宮津を守り育てる条例審議会の会長	日額 20,000 円
(30) 同委員	同 15,000 円又は 7,500 円

別表備考1中「第75号から第101号まで」を「第77号から第103号まで」に改め、同表備考2中「第60号、第75号から第97号まで及び第99号から第101号まで」を「第62号、第77号から第99号まで及び第101号から第103号まで」に改め、同表備考3及び備考4中「第94号」を「第96号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 6 月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

### 宮津市条例第32号

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

半島振興法における固定資産税の特例に関する条例（昭和63年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「供する」の次に「施設又は」を加える。

第2条中「公示日から平成27年3月31日」を「計画期間の初日から平成29年3月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年3月31日以前に設備が新設され、又は増設された場合における固定資産税の税率については、改正前の第2条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

## 規 則

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第21号

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考1(2)エ(イ)中「、第41条の19の4第1項及び第3項」を「並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、「並びに第41条の19の5第1項」を削る。

別表備考1(2)エ(ウ)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

ふるさと宮津を守り育てる条例施行規則をここに公布する。

平成27年6月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第22号

ふるさと宮津を守り育てる条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、ふるさと宮津を守り育てる条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（審議会）

第2条 条例第4条第3項に規定する審議会は、ふるさと宮津を守り育てる条例審議会（以下「審議会」という。）と称し、市長の諮問に応じ、同条第1項の許可に係る申請内容等についての審査を行い、意見を申し述べるものとする。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、他の委員の任期が終了するまでの間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

7 審議会は、委員の4分の3以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 審議会の議事は、出席した委員の4分の3以上の多数により決する。

9 審議会の庶務は、総務室において処理する。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市生活困窮者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成27年6月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第23号

宮津市生活困窮者自立支援法施行細則

(趣旨)

第1条 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)の施行については、法及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 法に基づく生活困窮者住居確保給付金(以下「給付金」という。)の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、法第5条第1項及び施行規則第10条に規定する要件を満たすほか、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが、宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でない者とする。

(支給申請)

第3条 施行規則第13条の生活困窮者住居確保給付金支給申請書(以下「申請書」という。)には、同条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類のほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(支給対象者の認定)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、給付金の支給対象者と認めるときは、住居確保給付金支給対象者証明書(以下「対象者証明書」という。)を当該申請者に交付するとともに、住居喪失のおそれのある者(離職等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある者をいう。)にあつては、住居確保給付金支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、給付金の支給対象者と認められないときは、その理由を付して住居確保給付金不支給通知書により当該申請者に通知するとともに、不動産媒介業者等(不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。以下同じ。)にその旨を連絡する。

3 第1項の規定により対象者証明書の交付を受けた離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者(以下「住居喪失者」という。)は、当該対象者証明書を不動産媒介業者等に提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。

4 住居喪失者は、住宅入居日から7日以内に、住宅確保報告書に賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、市長に提出するものとする。

5 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、給付金の支給を認めるときは、住居確保給付金支給決定通知書により、当該住居喪失者に通知するものとする。

(給付金の額の変更)

第5条 給付金の支給決定後は、次に掲げる場合を除き、給付金の額の変更は行わない。

(1) 給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

(2) 家賃の一部を支給する場合において、給付金の支給期間中に収入が減少し、基準額を下回った場合

(3) 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市長の判断により転居が適当であると認められる場合

2 給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が、前項各号のいずれかに該当し、給付金の額の変更をしようとする場合は、住居確保給付金変更支給申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の住居確保給付金変更支給申請書を受理し、給付金の額の変更を決定したときは、

住居確保給付金変更支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(支給期間の延長等)

第 6 条 給付金の支給期間中に求職活動を行ってもなお期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職ができなかった場合において、法第 5 条第 1 項、施行規則第 10 条及び第 2 条に規定する支給対象者の要件（以下「支給対象要件」という。）を満たし、引き続き給付金の支給が必要であると認められるときは、施行規則第 12 条第 1 項ただし書の規定により、1 回につき 3 月を限度に、給付金の支給期間を 2 回まで延長することができる。

2 前項の規定により給付金の支給期間の延長又は再延長を希望する受給者は、支給期間の最終月の末日（第 9 条の規定により中止される場合を除く。）までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）を受理したときは、その内容を審査し、当該支給期間の変更を認めるときは、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）により、当該申請者に通知するものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第 7 条 受給者は、給付金の支給期間中に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職をした場合は、常用就職届により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を行った者は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を毎月（市長が定める期間内に限る。）市長に提出しなければならない。

(支給の停止及び再開)

第 8 条 受給者が給付金の支給期間中に、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）を受給することとなった場合には、住居確保給付金支給停止届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の住居確保給付金支給停止届を受理したときは、給付金の支給を停止し、住居確保給付金支給停止通知書により、当該受給者に通知するものとする。

3 給付金の支給の再開を希望する受給者は、職業訓練受講給付金に係る職業訓練が修了する日までに住居確保給付金支給再開届を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の住居確保給付金支給再開届を受理したときは、住居確保給付金支給再開通知書により当該受給者に通知し、職業訓練受講給付金の受給が終了した後に給付金の支給を再開するものとする。この場合における給付金の支給期間は、支給停止時における給付金の支給期間の残期間とする。

(支給の中止)

第 9 条 市長は、給付金の支給決定後、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給を中止し、住居確保給付金支給中止通知書により、当該受給者に通知するものとする。

(1) 支給対象要件を満たさなくなった場合

(2) 受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により市内の他の住宅に転居が適当である場合を除く。）

(3) 虚偽の申請等不正の手段により給付金の支給を受けた場合

(4) 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

(5) 受給者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活保護費を受給した場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受給者の死亡等により支給することができない事情が生じた場合（再支給）

第 10 条 受給者が給付金を受けて期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職をした後において、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合であって、その者が支給対象要件を満たすときは、給付金を再支給することができる。ただし、給付金の支給期間中に前条の規定により支給の中止の決定を受けた者（前条第 1 号

(施行規則第10条第3号に掲げる要件に係る者に限る。)又は第5号の規定により中止になった者を除く。)は、再支給しない。

(暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第11条 次の各号のいずれかに該当する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が交付する入居予定住宅に関する状況通知書若しくは入居住宅に関する状況通知書の受理をせず、又は給付金の振込みを中止するものとする。

(1) 宮津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(2) 暴力団密接関係者

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第115号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定等の一部を次のように改正し、平成27年6月3日から施行する。

平成27年6月3日

宮津市長 井上正嗣

1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定(平成24年告示第23号)の一部を次のように改正する。

2の表備考2中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

3(2)に次のように加える。

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園

2 振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定(平成24年告示第24号)の一部を次のように改正する。

2の表備考2中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

3(2)に次のように加える。

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園

3 京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音及び振動等に係る規制基準等の設定(平成24年告示第26号)の一部を次のように改正する。

1の表備考3中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

2の表備考3中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加える。

\* \* \*

## 宮津市告示第116号

平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱を次のように定める。

平成27年 6 月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的及び臨時的な措置として平成27年度臨時福祉給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において給付金が支給される者を除く。)とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成27年1月1日(以下「基準日」という。)において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出(同法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。)の予定年月日が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。以下同じ。)を本市に行ったもので、転入(同法第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)をした年月日が基準日の翌日以後である転入届(同項の規定による届出をいう。以下同じ。)をいずれかの市町村に行ったもの

ウ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの(転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。)

エ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。)であり、かつ、基準日以後に次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日において満18歳に満たない者(平成9年1月3日以後に生まれた者)をいう。)及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者(平成7年1月3日以後に生まれた者)をいう。以下同じ。)であって、その入所等している施設等が本市に所在しているもの

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者(同法に規定する保護者をいう。以下同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

(イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機

関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(エ) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(オ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

(カ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であつて、基準日において、本市にその住民票を移しておらず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令)が出されていること。

(ウ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

(エ) 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

- (2) 平成27年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）
- 2 前項第2号の適用に当たっては、次の各号に定める者は、それぞれ当該各号に定める者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 基準日において前項第1号エ(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等 当該児童等の保護者。ただし、基準日において同号エ(ウ)、(イ)又は(カ)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- (2) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、前項第1号オ(ア)の要件を満たし、かつ、同号オ(イ)から(イ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの  
当該配偶者
- (3) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。） 当該養護者
- (4) 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和25年1月2日以前に生まれた者）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。） 当該養護者
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金を支給しない。
- (1) 基準日において、次のいずれかに該当する者
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）
- ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
- エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(2) 給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき6千円とする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して6箇月以内に、平成27年度宮津市臨時福祉給付金支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(宮津市臨時福祉給付金支給要綱の廃止)

2 宮津市臨時福祉給付金支給要綱(平成26年告示第25号)は、廃止する。

\* \* \*

宮津市告示第117号

平成27年度宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱を次のように定める。

平成27年6月11日

宮津市長 井上正嗣

平成27年度宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」(平成27年4月13日付け雇児発0413第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として平成27年度子育て世帯臨時特例給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成27年5月31日(以下「基準日」という。)において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 平成27年6月分の児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(以下「児童手当」という。)の支給を受ける者

イ 児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を本市として把握している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。

(1) 前項又はこの項に規定する支給対象者が死亡した場合(当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。) 当該者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の平成27年6月分の児童手当に係る児童(以下「対象児童」という。)の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者

(2) 対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを把握した場合(当該施設入所等児童に係る給付金が支給されていない場合に限る。) 当該施設入所等児童(当該児童が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が本市である場合に限る。)

(3) 前項第2号ア又はイに規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者(現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が本市に避難している場合(その当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。)において、本市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求(本市が適当と認める場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。)をし、本市による当該認定の請求に関する通知がその当該者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合(その当該者に対して給付金を支給する市町村が本市であるときは、当該認定の請求を受けた場合) 当該配偶者

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、対象児童1人につき3千円とする。ただし、当該児童が次に掲げる場合に該当するときは、その児童に係る給付金は支給しない。

(1) 基準日の翌日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

(2) 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して6箇月以内に、平成27年度宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が

行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱の廃止)

2 宮津市子育て世帯臨時特例給付金支給要綱(平成26年告示第27号)は、廃止する。

\* \* \*

宮津市告示第118号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

平成27年6月12日

宮津市長 井上正嗣

字	小 字	地 番	付 記
上司	新宮家ノ下	103	
"	"	103 の 1	
"	"	104	
"	"	104 の 1	
中村	大家	469 の 2	
"	"	470 の 1	
"	"	471	
小寺	新宮下	559	

上記の土地及びその土地に介在する水路を字新宮小字新宮ノ谷に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
新宮	茶屋ノ谷	114	
"	"	115	

上記の土地を字新宮小字屋敷に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
新宮	家ノ横	354 の 1	
"	赤道	592 の 1	
"	"	592 の 2	
"	"	594 の 1	
"	屋敷内	664	
"	家敷上	693	
"	屋敷	694	
"	家ノ下	701	
中村		508	

小寺	円上谷	562の1	
〃	〃	563	
〃	〃	564	
〃	新宮	608	
〃	橋爪	617の1	
〃	稻ヶ城	620	
〃	稻ヶ成	621	
〃	〃	624	

上記の土地を字新宮に変更し、小字を廃止する。

字	小 字	地 番	付 記
中村	ア力道	472の1	
〃	〃	473の1	
〃	〃	474の1	
〃	〃	475の1	
〃	〃	476	
〃	〃	477の1	
〃	〃	477の2	

上記の土地を字新宮小字赤道に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中村	へヒリ石	502	
〃	〃	503	
〃	〃	504の1	
〃	〃	505の1	

上記の土地を字新宮小字オノ神に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中村	サルカケ	507	
小寺	橋爪	617	
〃	〃	618	
新宮		656の1	
〃	ナヒカ口	688の1	

上記の土地及びその土地に介在する道路を字新宮小字家ノ下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小寺	ムク元	615	
新宮	家ノ下	654の1	
〃	〃	654の5	

上記の土地を字新宮小字大道に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小寺	芦谷	627	

上記の土地を字新宮小字馬場口に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
新宮	馬場口	714の1	

上記の土地を字新宮小字足谷に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
獅子	ムクノコ谷	7 の 1	
〃	〃	7 の 2	
〃	池町濱	9 の 1	
〃	〃	9 の 2	
〃	池町	10	
〃	〃	10 の 1	
〃	〃	11	
〃	清次郎谷	12 の 7	
〃	〃	13 の 6	
〃	ムクノ谷	20	

上記の土地を字獅子小字丸山に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
獅子		156	

上記の土地を字獅子小字コグリに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
獅子	セド	162	
〃	〃	199	
〃	〃	499 の 1	
〃	〃	499 の 2	
〃	〃	507 の 2	
〃	〃	507 の 3	
〃	〃	508 の 1	
〃	〃	514	
〃	屋敷	511 の 1	
〃	〃	511 の 3	
〃	〃	512 の 1	

上記の土地の小字を廃止する。

字	小 字	地 番	付 記
獅子	セド	500	

上記の土地を字獅子小字宮ノ下に変更する。

備考 地番は、平成26年6月11日現在のものである。

\* \* \*

宮津市告示第119号

宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年6月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条の規定に基づく宮津市人権教育・啓発推進計画(以下「推進計画」という。)を円滑に推進するため、宮津市人権教育・啓発推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関する調査及び検討
- (2) 推進計画の推進に関すること。
- (3) 人権に関する市民意識調査に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項  
(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 教育の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総括室人権教育担当係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第120号

平成27年4月1日付け宮津市告示第79号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、氏名の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成27年7月1日

宮津市長 井上正嗣

記

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 ミニストップ丹後由良店 店長 渡辺久樹

変更後 ミニストップ丹後由良店 店長 西本祥子

2 変更日

平成27年7月1日

## 公 告

### 宮津市公告第21号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成27年6月5日

宮津市長 井上正嗣

#### 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A棟	39,000円	1	3DK
		C棟	42,000円	2	3DK

#### 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

#### 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

#### 4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

#### 5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成27年6月15日(月)から平成27年9月14日(月)まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

#### 6 選考方法

先着順（同日に複数の申込みがあった場合は抽選となります。）

#### 7 入居時期 入居決定した日から約2週間後

\* \* \*

### 宮津市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を定めたので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次により縦覧に供します。

平成27年6月23日

宮津市長 井上正嗣

#### 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の縦覧開始の日

平成27年6月23日

#### 2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

\* \* \*

### 宮津市公告第23号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第6条の規定により、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を作成したので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次により縦覧に供します。

平成27年6月24日

宮津市長 井上正嗣

#### 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の縦覧開始の日

平成27年 6 月24日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館 3 階）

\* \* \*

宮津市公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成27年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成27年 6 月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成27年 6 月25日

至 平成27年 7 月 9 日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館 3 階）

\* \* \*

宮津市公告第25号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年 6 月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

（以下揭示済）

\* \* \*

宮津市公告第26号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成27年 6 月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

（以下揭示済）

## 議 会

### 《規 則》

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月22日

宮津市議会議長 松 浦 登美義

宮津市議会規則第 1 号

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則

宮津市議会会議規則（昭和42年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「付け」を「付け」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条中「付け」を「付け」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**〈告 示〉**

宮津市議会告示第 1 号

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 6 月18日

宮津市議会議長 松 浦 登美義

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程

宮津市議会公印規程（昭和55年議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中産業建設福祉委員長之印の項の次に次のように加える。

予算決算委員長之印	正方形	20	予算決算委員長名をもって発する文書	1	議会事務局	議事調査係長
議会情報化委員長之印	正方形	20	議会情報化委員長名をもって発する文書	1	議会事務局	議事調査係長

**附 則**

この規程は、告示の日から施行する。

**教育委員会****〈告 示〉**

宮津市教育委員会告示第14号

平成27年第 8 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成27年 6 月26日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成27年 6 月29日(月) 午前10時

2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

**選挙管理委員会****〈告 示〉**

宮津市選挙管理委員会告示第24号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

平成27年 6 月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 2 9 人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第25号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5 , 4 6 9 人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第26号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2 , 7 3 5 人

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成27年6月2日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成27年6月9日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第14号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第15号 非農地証明について

議第16号 農地利用集積計画について